

# かすかべ CCI NETWORK

## <チラシ広告折込配送サービス>

毎月5日発行 春日部商工会議所会報誌「かすかべ CCI NETWORK」に、

### 貴社のチラシ広告を折込みしませんか？

#### 【募集案内】

##### 広告の募集数

毎号最大で7社までの先着順受付  
※10月号は募集していません

##### 広告の規格(形式とサイズ)

紙媒体でB5・A4・B4・A3サイズのもの  
※B4・A3サイズは、二つ折りしてください。  
※禁止表現と制限事項を遵守してください。

##### 広告折込料

チラシサイズ	枚数	折込料金(税込)
B5・A4版	1枚	30,000円
B4・A3版	1枚	35,000円

##### 申込の受付

**随時受付中** (※春日部商工会議所 会員限定)

##### 申込期限

折込み希望月の前月1日までに申込みください。  
※広告は、印刷された現物を当所まで納品いただきます。

##### 申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法でお申し込みください。

**郵送** 〒344-8585 埼玉県春日部市粕壁東 2-2-29 春日部商工会議所 総務課あて  
**FAX** 048-763-1127  
**電子メール** [info@kasukabe-cci.or.jp](mailto:info@kasukabe-cci.or.jp)

##### 申し込みから受付完了までの手続き

- ①申込書受領後、広告の内容を確認し、申込受付の可否を商工会議所よりご連絡申し上げます。決定した場合、請求書の発行を行います。
- ②印刷された広告を、指定部数、折込み月の前月25日までに当所まで納品してください。
- ③広告折込料を、指定の期日までに納付してください。

##### その他の詳細事項

募集要綱および要領をご覧ください。

##### 【問い合わせ先】

春日部商工会議所 総務課  
電話番号: 048-763-1122  
ファックス: 048-763-1127  
e-mail: [info@kasukabe-cci.or.jp](mailto:info@kasukabe-cci.or.jp)

《各種情報発信ツールとして是非ご活用ください!》

- ★企業やお店のPRに!
- ★新製品・新商品の紹介、販路開拓に!
- ★求人広告に!
- ★忘新年会、歓送迎会などの宴会プランの案内に!
- ★説明会、講演会、イベントなどの情報発信、集客に!

**広告内容は自由!**  
**だから使い方は、いろいろです!!**

---

※但し、次のような広告は、お受けできません。  
(1)公共性を損なうおそれがあるもの  
(2)政治又は宗教に関するもの  
(3)個人、団体等の意見広告を内容とするもの  
(4)公序良俗に反するもの  
(5)風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規程する風俗営業に関するもの  
(6)誇大表示、不正表示その他表現等が不適切なもの  
(7)その他、商工会議所が広告掲載として適当でないとするもの

### 春日部商工会議所 チラシ広告折込配送サービス 申込書

春日部商工会議所 チラシ広告折込配送サービス を以下のとおり申込みします。

申込希望者	所在地	〒 ー		
	ふりがな 事業所名	⑩		
	ふりがな 代表者氏名	⑩		
	ふりがな 担当者氏名	⑩		
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
業 種				
折込希望月	月 号			
広告サイズ / 枚数	B5 ・ A4 ・ B4 ・ A3 / 枚			
広告内容 (折り込み広告内容を 簡単にご記入ください。)				
	※ チラシ広告原本(原案)を添付してご提出ください。			
その他	・申込みにあたっては、春日部商工会議所の関連規程を遵守し、 実施にあたっては、春日部商工会議所の指示に従います。 ・広告内容に関し、春日部商工会議所に責任を負わせることは、一切 いたしません。			

## 春日部商工会議所「チラシ広告折込配送サービス」に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、春日部商工会議所（以下「商工会議所」という。）「チラシ広告折込配送サービス」運用要領に基づき、商工会議所報『かすかべ CCI NETWORK』にチラシ広告を有料で折り込みするにあたり、必要な事項について定めるものとする。

### (対象者)

第2条 原則、商工会議所の会員事業所とするが、商工会議所が必要と認めた場合はその限りとしなない。

### (受付基準)

第3条 チラシ広告の範囲は「チラシ広告折込配送サービス」運用要領に沿ったものとする。

- 2 実施の公平と有効性を規する為、原則毎号1事業所1枚、最大7社までの受付とし、先着順とする。

### (チラシ広告の規格等)

第4条 紙媒体での広告とし、サイズは、B5・A4・B4・A3 サイズとする。

- 2 折込する内容物等について、商工会議所が与信を与えるものではなく、書類等は全て依頼者の責任において作成するものとする。

### (料金)

第5条 料金は下記に定めるとおりとする。

チラシサイズ	枚数	折込料金（税込）
B5・A4 版	1 枚	30,000円
B4・A3 版	1 枚	35,000円

※事業年度内に6回利用した場合は1回分を無料とする。

### (申込み)

第6条 依頼事業所は、折り込み希望月の前月1日までに、春日部商工会議所チラシ広告折込配送サービス申込書（様式第1号）にチラシ広告原案を添えて商工会議所に提出するものとする。

### (決定)

第7条 商工会議所は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査すると共に諾否を

決定し、申請事業所へ通知するものとする。

- 2 折り込みする書類等は、依頼者が用意し、発行月の前月 25 日までに商工会議所に納品するものとする。

(料金の納入)

第 8 条 申込み受付が完了・決定した事業所は、折込料金を商工会議所が指定する方法により納入するものとする。

(料金の返還等)

第 9 条 納入された料金は返還しないものとする。ただし、本サービスの申込受付完了後に、商工会議所の都合等により『かすかべ CCI NETWORK』の発行を停止した場合は、その停止期間に応じて折込時期を遅延するものとする。

(その他の事項)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、商工会議所「チラシ広告折込配送サービス」に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

## 春日部商工会議所「チラシ広告折込配送サービス」運用要領

1. 春日部商工会議所（以下「商工会議所」という。）「チラシ広告折込配送サービス」とは、商工会議所会員企業の発展に資することを目的とし、原則会員以外の利用は認めない。但し、商工会議所が必要と認めた場合はその限りではない。
2. 本サービスは、商工会議所報『かすかべ CCI NETWORK』をメール便にて配布するにあたり、会員企業の販売促進の為の書類等を折り込みするものであり、折り込みする内容物等について、商工会議所が与信を与えるものでないこと、およびサービス依頼者は、下記の事項を遵守するものとする。

もし、商工会議所において、本サービスの提供を拒否する場合は、適宜その旨をサービス依頼者宛に連絡する。

  - ① 公序良俗に反しないこと
  - ② 関係法規に違反しないこと
  - ③ 誤解を与える虞がないこと
  - ④ 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがないこと
  - ⑤ その他、商工会議所が本サービスの運用上、不適當、不相当と認めた場合
3. 前条に反する、あるいはその他の理由により不適當と認められる場合、本サービスは履行しない。
4. 商工会議所報『かすかべ CCI NETWORK』は、原則毎月 5 日発行とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合もあるので、申込期限等を有する内容のチラシについては原則受け付けない。
5. 配布先については、会員企業及び会議所関連諸団体を対象とする。
6. 本サービスの実施に当たっては、申込み等重複した場合、実施の公平と有効性を規する為、原則毎号 1 事業所 1 枚、最大 7 社までとし、併せて 2 枚以上同封を希望する場合は協議する。尚、受付は先着順とする。
7. 内容物等に関する責任は、一切すべてサービス依頼者に帰属するものとして、本サービスにより生じた取引上のトラブル等について商工会議所は、一切責任を負わない。

8. 本サービス依頼者に係る料金は、下記【料金表】にて取り扱う。また、本サービス申込後はこれを撤回することはできない。

【料金表】

チラシサイズ	枚数	折込料金（税込）
B5・A4版	1枚	30,000円
B4・A3版	1枚	35,000円

※事業年度内に6回利用した場合は1回分を無料とする。

9. 料金は、本サービスへの申込み受付完了後、商工会議所が送付する請求書に従い、速やかに納入すること。
10. 『かすかべCCI NETWORK』に折り込みする書類等は、依頼者が用意し、発行月の前月25日までに商工会議所に納品する。
11. この運用要領に同意の場合、折り込み希望月の前月1日までに商工会議所へ連絡し、別紙申込書に必要事項を記入、押印し、チラシ広告原案を添えて提出する。
12. その他、上記条項に定めのない事項については、両者協議のうえ、信義に則り解決する。
13. この運用要領は、平成22年10月1日から施行する。
14. この運用要領は、平成30年11月1日から施行する。